

日本医療大学における競争的研究費等の運営及び管理に関する取扱規程

(平成 28 年 2 月 10 日制定)

(目 的)

第 1 条 この規程は、日本医療大学（以下「本学」という。）における競争的研究費等（文部科学省等の公的資金配分機関が研究機関に配分する競争的研究資金等をいう。以下同じ。）の運営及び管理に関して必要な事項を定めることにより、競争的研究費等の適正な取扱いを図ることを目的とする。

2 本学における競争的研究費等の運営及び管理については、関係法令、当該研究費を配分する機関が定めた研究費の使用に関する規則及びその他の規程等（以下「使用規則等」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(責任体制)

第 2 条 本学不正防止専門委員会規程に定める最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が、本学における競争的研究費等の運営及び管理を適正に行う。

2 事務責任者は、競争的研究費等の支払等の経理事務について責任と権限を持つ者とし、学長が指定する事務局職員をもって充てる。

(環境の整備)

第 3 条 最高管理責任者は、統括管理責任者と共に、競争的研究費等の不正な使用を誘発させる要因の把握に努め、十分な抑止機能を備えた環境及び体制の構築を図らなければならない。

2 最高管理責任者は、統括管理責任者と共に、この規程及び使用規則等の適正な実施及びチェック体制の保持について、常に見直しを行わなければならない。

(職務権限の明確化)

第 4 条 最高管理責任者は、競争的研究費等の事務処理に関して、統括管理責任者と共に、研究者と事務職員の権限と責任を明確に定め、関係者に周知するものとする。

2 研究者は、本学の関係規程及び使用規則等を遵守し、適正に競争的研究費等を使用しなければならない。

3 競争的研究費等の適正な運用を図るため、競争的研究費等による購入物品に関して事務局に検収担当者を置き、検収を行うものとする。

4 競争的研究費等の支払等の経理事務は事務局が行い、事務責任者及び事務担当者を置くものとする。

5 事務担当者は、本学の関係規程及び使用規則等に基づき、コンプライアンス推進責任者及び事務責任者の指示に従い、適正な事務処理を行わなければならない。

6 事務処理については、別の定めによるものとする。

(競争的研究費等の執行)

第 5 条 最高管理責任者は、競争的研究費等の執行に当たって、公的資金によるものであることを教職員等個々に理解させ、研究機関が管理する必要性を周知徹底し、遺漏のない対応を進められる体制を統括管理責任者に構築させるものとする。

2 コンプライアンス推進責任者は、競争的研究費等の使用について不適切な取扱いとなっていないか、常に運営及び管理状況をモニタリングし、必要とする場合は指導又は改善の措置を取らなければならない。

3 競争的研究費等による物品の調達、契約、検収等については、別の定めによるものとする。
(競争的研究費等の事務処理手続き及び相談窓口)

第6条 競争的研究費等に関する事務処理手続き及び使用規則等について、本学内外からの事務処理手続き及び相談受付窓口として、事務局職員を充てる。

(不正告発受付窓口)

第7条 競争的研究費等の不正に関する本学内外からの告発等の通報を受ける窓口は、「本学研究活動の不正行為に関する取扱規程」に定める不正告発受付窓口とする。

(調査及び懲戒)

第8条 不正に関する調査及び懲戒に関する手続き等については、「本学研究活動の不正行為に関する取扱規程」の定めるところによる。

(取引業者への措置等)

第9条 競争的研究費等を財源とする物品等購入、賃貸借、請負等に関して、1件当たり50万円を超える取引又は2回以上取引が発生することが見込まれる取引業者に対し、不正を行わない旨等を記した誓約書の提出を求めるものとする。

2 次の各号の者は、誓約書の提出の対象から除くものとする。

(1) 国、地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人等の公的機関

(2) 学校法人

(3) 国際組織、外国企業等

(4) 電気、ガス、水道、電話、郵便及び宅配事業者

(5) 会計監査法人、弁護士、税理士及び特許事務所

(6) その他、誓約書の徴取の対象になじまない者

3 誓約書の様式は、別紙のとおりとする。

4 本学の不正取引対策に関する方針やルール等を見直した場合には、誓約書の提出をあらためて求めることとする。

5 不正な取引に関与した業者への取引停止等の措置については、別に定める。

(不正防止計画等の策定及び実施)

第10条 本学に、不正防止計画の策定を担当する部門として、不正防止専門委員会を置く。

2 不正防止専門委員会は、第2条に規定した各責任者と共に、不正を発生させる要因の把握に努め、その要因に対する不正防止計画並びにコンプライアンス教育及び啓発活動の実施計画を策定し実施するとともに、その進捗管理に努めるものとする。

(監査体制)

第11条 競争的研究費等における内部監査の充実強化を図るため毎年度定期的に内部監査を行うものとする。

- 2 内部監査は、学校法人日本医療大学組織規程第6条に規定する監査本部が行う。
- 3 内部監査にあたっては、学校法人日本医療大学内部監査規程第6条（監査実施計画書）、第7条（監査実施通知書）、第8条（監査の実施）、第9条（職務権限）、第10条（遵守事項）、第12条（監査報告書の作成）、第13条（業務是正）の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「定期監査」とあるのは「内部監査」と、「理事長」とあるのは「最高管理責任者」と、「被監査部門」とあるのは「研究者及び被監査部門」と、「臨時監査」とあるのは「抜き打ち監査」と読み替えるものとする。
- 4 内部監査の実施に際し、不正防止専門委員会及びコンプライアンス推進責任者のほか、監事及び監査法人と連携し、効率的・効果的かつ多角的な観点から監査に努めるものとする。

（関係者の意識向上）

第12条 最高管理責任者は、競争的研究費等を使用又は管理する者に対し、競争的研究費等の適正な運営及び管理に関わる意識向上を図るため、競争的研究費等に関する説明会を定期的に行うものとする。

- 2 競争的研究費等の運営及び管理に関わる関係者は、本学が実施する不正防止の理解や意識を高めるためのコンプライアンス教育を受け、次の事項を含む誓約書を、最高管理責任者に提出しなければならない。

- (1) 本学の規則等を遵守すること。
- (2) 不正を行わないこと。
- (3) 規則に違反して、不正を行った場合は、本学や競争的研究費等の配分機関による処分及び法的な責任を負担すること。

（本規程の準用）

第13条 本規程に定める条項は、競争的研究費等以外の本学が管理する学外研究費についても同様に準用するものとする。

（改 廃）

第14条 この規程の改廃は、学長が教授会に意見を求めて行う。

附 則

この規程は、平成28年2月10日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年9月1日から施行する。